

診 断 書

(広島県公安委員会提出用)

1 対象者

氏 名 男 ・ 女
生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)
住 所

2 医学的判断

- 病 名
- 総合所見（現病歴、現症状、重症度、経過、治療状況など）

3 現時点での病状（改善の見込み等）についての意見

(1) 除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防（植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植え込み）目的の場合

ア 植え込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 植え込み後7日を経過していないが、(.....)日以内にアと診断できることが見込まれる。

(2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合

ア 植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因(.....)であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。

ウ 植え込み後6か月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6か月以内(.....か月以内)にアと診断できることが見込まれる。

オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因(.....)であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、6か月以内(.....か月以内)にイと診断できることが見込まれる。

カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6か月以内(.....か月以内)にウと診断できることが見込まれる。

キ 上記ア～カのいずれにも該当しない。

(3) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合

- ア 植え込み後6か月を経過しており、過去3か月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作発生のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- イ 除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
- ウ 植え込み後6か月を経過していないが、（.....）か月以内にアと診断できることが見込まれる。
- エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6か月以内（.....か月以内）にアと診断できることが見込まれる。
- オ 除細動器の不適切作動（誤作動）があったが、その原因が改善されたため、6か月以内（.....か月以内）にイと診断できることが見込まれる。
- カ 上記ア～オのいずれにも該当しない。

-----以下は機器交換を理由とした診断書の提出の場合のみ選択してください。-----

(4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行った場合

- ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
- イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以内（.....日以内）にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地・電話番号

担当診療科名

担当医師名